

2012年11月 2日

和歌山県議会議長 山下直也 殿

政務調査費の健全化に資する見直しを求める申入書

市民オンブズマンわかやま
代表 阪本 康文
代表 松井 和夫
和歌山市十二番丁10番地
TEL 073-433-2241

第1 申入事項

地方自治法100条14項から16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあたって、

- ① 調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な用途基準を定められること、
- ② 1円からの支出領収書及び、会計帳簿（出納簿等）、活動報告と視察報告（作成を義務づけた上）を提出するよう定められること、

を求めます。

第2 申入の理由

- 1 私達は、これまで、議員に交付される政務調査費が、議員の第二の給与のような使われ方がされていないと言い切れないことから、支出の透明化を求めるとともに、用途をチェックしてきました。適正とは確認できない支出について、私達は、2件の住民訴訟を提起（うち1件は来年1月29日に判決が予定されている）し、政務調査費の用途の健全化を求めてきました。全国各地でも、政務調査費の用途を問題とする住民訴訟が提起され、その件数は70件を超えています。そのうち51件の判決で支出の一部が違法と認定されています。その中には、私達が提起した裁判とは別の今年言い渡された1340万円の和歌山県議の支出を違法とした和歌山地裁判決も含まれており、政務調査費の用途の健全化は和歌山県議会にとっては重要な課題といえます。
- 2 一方、この8月に改正された地方自治法100条14項は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について「その他の活動」の6文字を付加しました。これを受けて改正される条例の定め方によっては、政務調査活動外への支出を許容する結果をもたらすおそれを生じかねさせません。
- 3 当県議会においても、法改正に伴う条例の制定・改正が議題になると思われま

す。その際、どのように改正されるのかについて、我々はもとより、県民や各マスコミも、その動向を注視しています。本改正に安易に便乗し、政務調査費の用途を調査活動外に拡大するような改正は、もとより戒めなければなりません。

- 4 そもそも、名称が政務調査費から政務活動費に変更されましたが、名称が変更されても、同条項を規定する地方自治法100条は、議員の調査権限を定めたものであり、議員や会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すというものではありません。また、同様に、改正法が「その他の活動」を加えた趣旨も、調査活動に関連しない行為への支出を許すというものでもありません。議員が行う活動が会派、議員の調査活動に属することを前提として、それ以外の活動に資するものにも費用を支出する余地を認めるという趣旨であり、これまで裁判所が許さなかったものに対してまで支出を許すような改正ではないということです。
- 5 むしろ、改正法において重視すべきは16項です。同項は、支出の透明性を述べていますが、これは、政務調査費の支出の透明性について領収書の開示程度に止まる多くの議会の運営が不十分であることを前提として、会派や議員において作成しているはずの出納簿等や視察報告書などの記録を透明化することを命じていることは明らかです。この点、和歌山県議会は、出納簿等や視察報告書などの提出はおろか、未だに、支出金額5万円以下の領収書や、事務所費、事務費、人件費支出については一切の領収書を開示せず、継続中の裁判においては、裁判所からの関係領収書等の送付嘱託の求めにも応じず、ひた隠しにしておられます。これらの透明化は、和歌山県議会にとってもとりわけ重要な課題といえます。
- 6 貴県議会が、法改正に基づく条例改正を行う場合には、以上の点を、十分に理解され、上記申入事項のとおり政務調査費の健全化に資する見直しをされるよう求めます。

以 上